

第八節 宗教・習俗

〔1〕 抜参宮者の有無についての回答書

熊野町 織田家「諸書附上り控」

覚 安芸郡川角村

一 抜参宮之もの有無之書付差上ケ申様と被仰付、奉畏候、村中吟味仕候処、当年中抜参宮之者耆人も無御座候、為其書付差上申候、以上

〔宝曆十四〕
申閏極月

庄屋

太兵衛

孫太郎殿

〔解説〕 伊勢神宮へ参詣する「お伊勢参り」「お蔭参り」は、江戸時代の村々では年中行事化していた。伊勢

講をつくって費用を捻出するのが一般的であるが、費用のない者は親兄弟にも内緒で「抜け参り」という無銭旅行をした。柄杓と笠を持っていけば、道中の接待所で施行を受けることができた。無事に帰村すれば、咎められることはなかった。

〔2〕 川角村門徒の寺檀關係、仏事執行に関する報告

広島市安芸区中野・野間文雄家「郡方諸御用跡控」

覚 アキ郡川角村

一 此度被為仰出候寺檀家之儀、上寺広島光円寺・長専寺・真行寺、右三ヶ寺ニ御座候得共、村内諸勤方之儀者、矢野村長慶寺往古より勤来ニ御座候、尤真行寺檀家之分者祖師報光講斗近來相勤々、長慶寺より相勤右当勤ニ相成居申候、為其書付指上申候、以上

〔文化六年六月〕

〔3〕 興正寺の末寺名（安芸郡組合村々内）報告書

野間文雄家「郡方諸御用跡控」（文政二）

興正寺末派之寺院御尋ニ付相約申上ル書付

覚 安芸郡

熊野村

光教坊

同

西光寺

但当時無住ニ付法名無御座候

焼山村道場
濯
浄

下瀬野村
道場

中野村道場
浄
嚴

同
堅
願

畑賀村
品秀寺

奥海田村
謙
順

矢野村
長慶寺

坂村
西林寺

大屋村道場
普
照

吉浦道場
顯
明

海田市
明顯寺

府中村
竜仙寺

但当時無住、法名無御座候

矢賀村道場
僧
讓

仁保島
道場

牛田村道場
僧
謙

戸坂村
專教寺

江田島
教法寺

渡子島道場
建
幢

蒲刈島
円浄坊

瀬戸島
法專寺

同村道場
大
雲

宮原村
正門寺

和庄村道場
忍
讓

合式拾五ヶ寺

II 資料編

右者興正寺御門主御代替、依之而右等之趣末派之寺院
通達も可有之御様子ニ付、郡中村々御同寺末派何レ
ノニ相当リ可申哉、組合村々寺数相約メ私共連名ニ
シテ様子申上候様被為仰付奉畏候、与合限り相約見申
候処前文之通御座候ニ付、此段書付を以申上候、已上

〔天保八年〕
閏四月廿日

割庄屋 四人

同見習 養兵衛

安芸郡

御役所

〔4〕 抜参宮・出稼に関する報告書

織田家「諸書附控帳」

覚

一当年ハ参宮人ハ無御座候

外ニ三人

〔去ル卯年ハ他国持ニ罷出候
今以罷帰不申者御座候〕

右之通ニ御座候、以上

〔天保六〕
未極月

割庄屋

野村孫兵衛殿

〔5〕 各村々疫病退除祈禱についての差図の受書提出

野間文雄家「郡方御用跡控」(天保八)

覚

中組
安芸郡上組

庄屋 四郎右衛門

組頭 次 助

一疫癘今以悉皆不及退散候ニ付、御城下郡中共夫々氏
社ニおゐて右邪氣退除御祈禱被為仰付、尤行事取懸り
之義者尚御差図被為在候旨被仰付、御仁恵之御趣意難
有仕合奉畏候、依而当度海田市へ御出張、上中兩組左
之村々社人并ニ役人共御呼出し、前段御趣意被仰渡奉
畏候、左ニ付御祈禱懸り之儀社人手元申值候処、村々
者来ル廿二日ハ廿五日朝迄三日三夜之間執行仕度旨申
出仕候、掛物社人ハ居村之分右日次之通り執行仕、
順々三日三夜つゝ御祈禱仕度旨申出仕候、此段御手元
迄御受書付差上申候、以上

五月十八日 村々入

割庄屋

太兵衛

庄屋

市左衛門殿

田部万助様

同 謙次郎殿

同見習 幸次郎殿

〔6〕 出家志願の仏弟子についての願い書付

佐々木忠夫家「永代日記」

覚

一 当村百姓太郎作甥市六義、当年貳拾壹歳罷成り申

候、然ル処幼年より病身ニ而農学等之働難仕、出家届

望ミいたし候ニ付、拙僧弟子ニ仕、剃髮仕せ法名大

順と相改申度、勿論御免許被成下候上者、当寺江同

居仕せ俗家住居者不仕せ、剃髮後住居之義者生涯差

間無之儀、引受取計申候、尤拙僧并親類とも同意之

上奉願上候間、右願之通り御赦免被為遊被下候ハ、

難有可奉存、此段相叶候様、御願被仰上可被下候、

已上

弘化四年未十一月

安芸郡熊野村

真宗西光寺

一 藤兵衛

同母親

同弟智次

同弟新太郎

川角村之内

広島寺町真宗

超専寺

〔7〕 川角村宗旨人別帳

「川角区共有文書」

(表紙)

慶応二年

安芸郡川角村宗旨御改帳

寅三月吉日

II 資料編

同弟関太郎 同妹さよ

一久兵衛 同母親

一卯平 同女房 同子仙助 同子源四郎 同子多次郎

一勘藏 同女房 同娘きみ

同子弥太郎 同娘しげ

一半兵衛 同女房 同子利助 同嫁 同孫半次郎

一吉兵衛 同女房 同母親 同子新右衛門

同孫龜次郎 同孫のぶ 同孫つね

同子吉兵衛 同子利平

一貞四郎 同女房

一藤右衛門 同子文助 同嫁 同孫文右衛門

合七拾人 内 三拾九人男
三拾老人女

同孫しげ

一四郎右衛門 同女房 同子信四郎 同娘さだ

広島寺町真宗

同娘りの 同娘とき

一吉平

真行寺

一 次助 同女房 同子次郎右衛門 同嫁 同孫助四郎

川角村之内

同孫重次郎 同孫百太郎 同孫よし

一長次郎 同女房 同子巳之吉 同娘たづ

一 次右衛門 同女房 同子喜右衛門 同子秀太郎

一弥七 同女房 同子清右衛門 同子健次郎

同娘ひな 同娘みき 同娘はる 同娘きぬ

同子村吉 同娘のぶ

同娘いよ

一 次三平 同女房 同娘わか 同娘かづ

一 清助 同子唯兵衛 同子増次郎 同子岩藏

一 儀助 同女房 同子小次郎 同子倉吉

同娘まき

合拾八人 内 拾人男
八人女

一 力藏 同女房

広島寺町真宗

光門寺

一 伝吉 同女房 同子直助 同子伝四郎 同子太郎

同娘かの 同娘ゆか

一 喜三次 同女房 同子伊三郎 同娘きぬ

一 卯八 同女房 同子兵助 同子三次 同子与七

同子五助

一 庄助後家 同娘つね

一 与平 同女房 同子君松 同子伊太郎 同娘とせ

一 百平 同女房 同娘春

一 吾助 同女房 同子政太郎 同娘りか

一 林平 同女房 同子佐平 同子早助 同娘ただ

一 清三郎 同女房 同清五郎 同子四郎平 同子留吉

一 甚助 同女房 同弟常平 同娘てる

一 彦四郎 同女房 同子才吉 同娘たけ 同娘きく

同娘よし

一 弥助 同女房 同子泰助 同子佐太郎 同子多市

同娘里せ 同娘まつ

一 保太郎 同女房 同子基吉 同子茂吉 同娘まつ

一 要蔵 同女房 同母親 同子松次 同子熊吉

同娘千代

一 利平 同女房 同子菊太郎 同子藤太郎

一 源兵衛 同娘さち 同娘つな

一 徳蔵 同女房 同子宮吉

一 理助 同女房 同子亀吉 同子倉吉 同子作次

一 新平 同女房 同子新之助 同子三次 同子政次

同子小太郎

一 林七 同女房 同娘志な 同娘いい 同娘みつ

一 嘉助 同女房 同子卯助 同娘 同孫常吉

同子悦次郎 同娘つる 同娘春

一 貞兵衛 同女房 同子寅吉 同子初次郎 同子滝蔵

同子歌次

一 惣兵衛 同女房 同母親 同娘玉 同娘いる

一 儀平 同女房 同娘みつ

一 弥右衛門 同女房 同子愛助 同娘 同孫采イ

一 喜助娘ふさ

II 資料編

一伝五郎 同女房 同子多助

一吉藏 同母親 同弟勤次郎 同弟重次郎

一常助 同女房 同子健三郎 同子松四郎 同子倉吉

一孫四郎 同女房 同子みね吉

一為助 同女房 同子長藏 同子巳代吉 同子太吉

一芳平 同女房 同子初次郎 同娘よ志 同娘梅

合百四拾八人 内 八拾四人男
六拾四人女

惣人数合式百三拾六人 内 百三拾三人 男
百三人 女

切支丹宗門之儀ハ、先年々度々御改被為成候得共、今度弥堅御穿鑿被仰付、村中男女老人も不洩念入、宗門寺々之判形取、帳ニ仕差上申候、有残者老人も無御座候、此以後毎月吟味仕、少ニ而も不審成者御座候得ハ、急度可申上候、猶隱置候者有之ニおゐてハ、庄屋・与頭・五人組ニ至迄、曲事可被仰付候、為後日如件

寅三月

庄屋 四郎右衛門

与頭 次郎右衛門

割庄屋 甚 内殿

同見習 沢原繁太郎殿

〔解説〕 「宗旨御改帳」(宗門改人別帳・宗旨人別帳ともいう)は、キリスト教禁制の徹底を図るために、一

六六〇年代から作成された帳簿である。寺院が檀家であることを、藩府の宗門改役の前で個人ごとに証明し記録した。記載方式は時期・地方によって一定しないが、戸

主以下の家族と奉公人の名前・年齢・所属寺院を記載し、戸籍としての役割も果たした。宗門改めは明治六年

(一八七三)にキリスト教禁制が撤廃されるまで続いた。

この史料の場合、川角村に寺院がなかったためか、全員が広島城下の寺町にある有力寺院(三寺とも仏護寺十二坊のうち)の檀家になっていることは、広島藩の宗教政策を考える上で興味深い。また、各家族構成は記載されているが、年齢の記載はなく、簡略化されている。安芸郡下では、各年正月に宗門改めを行うよう布達され、各村で帳簿に整理したものを畑賀村庄屋が集め、一括して藩府へ提出していた。